

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 3
- 大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 4
- 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 4

企業管理規程

- 大阪市水道局部課長専決規程の一部を改正する規程…………… 5

告示

- 放置自動車の処理…………… 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 6
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 7
- 一般競争入札の執行（西部方面管理事務所等管内下水管きょ調査業務委託）…………… 9
- 一般競争入札の執行（大阪市消防局庁舎清掃業務委託）…………… 12
- 一般競争入札の執行（学校経営管理センター校舎ネットワークシステム用校舎端末装置等の借入れ）…………… 15
- 平成22年大阪市告示第1212号（平成23・24年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格審査の申請の方法）の一部改正…………… 18
- 開発行為に関する工事の完了…………… 18
- 落札者等の公示…………… 19
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市舞洲障害者スポーツセンター及び大阪市長居障害者スポーツセンター）…………… 20
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立此花作業指導所）…………… 23
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立中央授産場）…………… 26
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立千里作業指導所）…………… 30
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立敷津浦学園）…………… 33
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立淡路こども園）…………… 36
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟）…………… 39
- 長居陸上競技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 42
- 靱テニスセンターの臨時開場の承認…………… 44
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認…………… 44
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 45

○大阪市立北スポーツセンターの臨時開場の承認	45
○大阪市立旭スポーツセンターの臨時開場の承認	46
○大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開場の承認	46
○大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開場の承認	47
○大阪市中央体育館の臨時開場及び供用時間の変更の承認	47
○大阪市立修道館の供用時間の変更の承認	48
○大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの臨時開場及び供 用時間の変更の承認	48
○大阪市立大阪プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	49
○大阪市立真田山プールの臨時開場の承認	50
○大阪市立浪速屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	50
○大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	52
○大阪市立東淀川屋内プールの臨時開場の承認	52
○大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	53
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関 する公告	53
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区 域の指定	54
○大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区第二種市街地再開発事業の 事業計画の変更	55
○大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区第二種市街地再開発事業の 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	56
○放置自動車の処理	57
○道路法違反物件の除却	57
○平成22年大阪市告示第284号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の 受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正	57
○舞洲体育館及び舞洲野球場の休業日の変更及び臨時休業の承認	58
○消防法に基づく財蔵所等の使用の緊急停止命令	59
○住民監査請求に対する監査結果の公表	59
公 告	
○一般競争入札の執行（中古乗用自動車の売払い）	75
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	76
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	79
○職員団体の登録事項の変更（大阪市役所労働組合）	83
達	
○大阪市市税事務所条例の一部改正に伴う補職の読替え	84
○大阪市緊急経済対策本部設置規程の一部改正	84
○大阪市事務専決規程の一部改正	85

公布された規則のあらまし

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 環境局環境施策部にエネルギー政策調整担当課長1名を新設することにしました。
- 2 この規則は、平成23年7月19日から施行することにしました。
(平成23年大阪市規則第95号 総務局行政部行政課)

◇大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 あべの市税事務所に管理担当課長1名及び課税担当課長1名を新設することにしました。
- 2 あべの市税事務所の税務担当課長を廃止することにしました。
- 3 あべの西南市税事務所の税務担当課長及び収納対策担当課長を廃止することにしました。
- 4 この規則は、平成23年7月19日から施行することにしました。
(平成23年大阪市規則第96号 総務局行政部行政課)

◇大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務部に設備管理担当課長を新設することにしました。
- 2 この規則は、平成23年7月19日から施行することにしました。
(平成23年大阪市教育委員会規則第24号 教育委員会事務局総務部総務課)

公布された規程のあらまし

◇大阪市水道局部課長専決規程の一部を改正する規程

- 1 課長の専決事項の一部を課長代理に専決させることができることにしました。
- 2 この規程は、平成23年8月1日から施行することにしました。
(平成23年大阪市水道事業管理規程第19号 水道局総務部総務課)

規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月15日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第95号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3 環境局環境施策部の項中「6」を「7」に改める。

附 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

(平23. 7. 15揭示済)



大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月15日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第96号

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則（平成19年大阪市規則第182号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及びなんば市税事務所」を「、なんば市税事務所及びあべの市税事務所」に改め、「、あべの市税事務所、あべの西南市税事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

(平23. 7. 15揭示済)



大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年7月15日

大阪市教育局
委員長 佐藤 友美子

大阪市教育委員会規則第24号

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和34年大阪市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部を次のように改める。

総務部	総務課長	1名
	企画担当課長	1
	人事・効率化担当課長	1
	施設整備課長	1
	技術管理担当課長	1

設備管理担当課長	1
学事課長	1
学校適正配置担当課長	2
奨学金債権管理担当課長	1

附 則

この規則は、平成23年7月19日から施行する。

(平23. 7. 15揭示済)

企業管理規程

大阪市水道局部課長専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年7月29日

大阪市水道局長 井上裕之

大阪市水道事業管理規程第19号

大阪市水道局部課長専決規程の一部を改正する規程

大阪市水道局部課長専決規程（昭和41年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市水道局部課長等専決規程

第1条第1項中「及び課長」を「、課長」に、「」は、「」を「）及び課長代理（副所長、副場長、担当課長代理及び研究副主幹を含む。次項及び第15条において同じ。）は、「」に改め、同条第2項中「又は課長」を「、課長又は課長代理」に改める。

第3条第3号中「以下同じ。」を「第4条及び第6条において同じ。」に改め、同条第5号中「局長」を「大阪市水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（課長代理の専決事項）

第15条 課長は、次に掲げる事項を局長の承認を得て、課長代理に専決させることができる。

- (1) 軽易かつ定例の出願事項の許否に関する事
- (2) 軽易かつ定例の諸証明に関する事
- (3) 軽易かつ定例の照会、回答、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関する事
- (4) その他前3号に準ずる軽易かつ定例の事務の処理に関する事

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年7月15日

大阪市長 平松邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年7月29日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ミツビシ 白色)	浪速区芦原2丁目5番先

(建設局管理部路政課)

(平23. 7. 15揭示済)

大阪市告示第853号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民政局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成23年7月5日
	名 称	特定非営利活動法人TAKIBIプロジェクト
	代表者の氏名	女川 大
	主たる事務所の所在地	大阪市中央区内平野町1丁目4番10-604号

定款に記載された目的	この法人は、東北地方等における被災者やその地域、関係者に対して、食事の提供及び永続した自立のための雇用機会の拡充を支援する活動等を行うとともに、その過程において得た知識・経験を基に、被災地域等の総合的な復興、発展に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成23年7月6日
名 称	特定非営利活動法人かえる
代表者の氏名	木村 陽子
主たる事務所の所在地	大阪市都島区大東町2丁目17番26号
定款に記載された目的	障がい児（者）が、いきいきと地域で住み続けるための支援を行い、安心して豊かに生活できる事業を行うことによって、ノーマライゼーションの実現と住みやすい社会をつくることに寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成23年7月8日
名 称	特定非営利活動法人A k i k oくらぶ
代表者の氏名	佐野 晃子
主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目3番17号プラザ日新ビル203号
定款に記載された目的	この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者の介護及び子育て支援に関する事業を行なう事により、以って地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第854号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び収支予算書については、大阪市市民局市民部区政課において、公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成23年7月4日
	名 称	特定非営利活動法人シニア自然大学校
	代表者の氏名	齊藤 隆
	主たる事務所の所在地	大阪市福島区吉野4丁目29番20号大阪NPOプラザ206号
	定款に記載された目的	この法人は、自然環境保全のための、普及啓発、調査研究、政策企画提案等の活動を国内外で行うと共に、子どもの健全な育成やまちづくり、更に地球環境問題にも積極的に取り組み、広く他団体との交流を深め、そしてこれらの活動を通じて社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

申請のあった年月日	平成23年7月4日
名 称	特定非営利活動法人日本パソコン指導者協会
代表者の氏名	三辻 茂樹
主たる事務所の所在地	大阪市中央区天満橋京町1番1号京阪ビルディング西館4階
定款に記載された目的	この法人は、広く市民に対して、パソコン等情報処理機器の操作方法に関する技術向上及び問題解決についての教育・研修並びに指導を行うことで高度情報化社会をリードする人材を育成する。更に、人材及びその受け入れ側のマッチングを促進させるため、webアドミニストレーター認定制度をはじめとする実務に則した認定試験を行い、web等の方法による人材及びその受け入れ側との交流機会を設け、情報化社会の発展及び雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成23年7月5日
名 称	特定非営利活動法人あったかい手
代表者の氏名	志岐 晴美
主たる事務所の所在地	大阪市中央区安堂寺町1丁目4番12号-201号室
定款に記載された目的	この法人は地域社会において、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その家族及びその他の手助けを必要とする人々に対して、在宅介護・家事援助等の福祉サービス事業を行い、また意欲ある人々には生きがいや仕事を創出する為の事業を、住民参加の助け合い精神のもとに行う。又、まごころと思いやりを持って、それら、事業やボランティア活動にあたり、その質の向上に努め、不特定かつ、多数の人々の福祉利益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成23年7月5日
名 称	特定非営利活動法人上方落語支援の会
代表者の氏名	盛岡 淑郎
主たる事務所の所在地	大阪市北区天神橋3丁目5番15号
定款に記載された目的	この法人は、上方落語の振興を支援する事業を行うことにより、もって上方文化、芸術の振興を図ることを目的とする。
申請のあった年月日	平成23年7月6日
名 称	特定非営利活動法人大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構
代表者の氏名	武田 裕
主たる事務所の所在地	大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
定款に記載された目的	この法人は、大阪地域におけるヘルスケア情報の、ネットワークを利用したデータ交換・公開などに関する事業を行うことにより、もって大阪地域住民、保健・医療機関に対して開かれた医療を提供することを目標に、保健・医療情報などを、ネットワークを介して交換するとともに、働く人たちや地域の健康づくりの支援を実施することを目的とする。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第855号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項**(1) 役務の名称及び数量**

① 西部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託（その2） 一式

② 北部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託（その2） 一式

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成24年3月30日（金）

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年8月16日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」で登録していること

(5) 平成13年度以降、流域下水道又は、公共下水道における下水管きよ調査業務の元請による契約履行実績を有していること。

(6) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置することを誓約できること。

(7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する次の許可を有すること。

大阪府又は大阪市の産業廃棄物収集運搬業許可（許可項目：汚泥）

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成23年8月16日（火）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌日から平成23年8月16日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成23年9月28日（水）から同月29日（木）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成23年9月30日（金）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年9月30日（金）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成23年9月30日（金）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年9月29日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年8月16日（火）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

① The inspection works of sewer in Western District Management Office (2)

② The inspection works of sewer in Northern District Management Office (2)

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 16 August 2011

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 28 September 2011 to 5:00PM, 29 September 2011

② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 30 September 2011

③ by post: 5:00PM, 29 September 2011

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第856号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当部局

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号

大阪市消防局総務部総務課（調達） 電話 06-4393-6051

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び予定数量

大阪市消防局庁舎清掃業務委託 一式

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成23年12月1日から平成26年11月30日まで

(4) 履行場所 大阪市消防局庁舎

(5) 本件業務の入札は、地方自治法第234条第3項及び同法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7145）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年8月19日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(4) 平成23年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01 建物等清掃」で登録していること

(5) 平成13年度以降に施設清掃の元請として日常清掃床面積が2,000㎡以上

の実績を有すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 契約担当（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法

公示の日の翌開庁日から平成23年8月19日（金）までの毎日（大阪市の休日定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし午後1時から午後1時45分までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/26-Curr.html）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌開庁日から平成23年8月19日（金）までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（午後1時から午後1時45分までを除く。）

5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき本業務に関する事業請負申込書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札執行日時 平成23年9月30日（金）午前11時

イ 入札執行場所 消防局入札室（大阪市消防局庁舎3階）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）

第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、平成23年9月29日（木）午後5時30分までに必着のこと

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

- (3) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(4)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

- (4) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、120点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い

入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」、「技術的评价」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ72点、18点、30点とする。

ウ 「技術的评价」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、14点とする。

エ 「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ24点、6点とする。

- ・「福祉への配慮」については、「知的障害者の就業状況」、「障害者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ12点、5点、6点、1点とする。

- ・「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「低公害車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ2点、2点、2点とする。

オ 本基準の詳細は、入札説明書による。

6 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札。なお、開札後落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

7 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Public office building cleaning : Osaka Municipal Fire Department
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:30PM, August 19, 2011
- (3) The date and time of tender:
11:00AM, September 30, 2011 (tenders submitted by mail by 5:30PM,

September 29, 2011)

(4) Contact point where tender documents are available:

Financial Management & Administration Department, Osaka Municipal
Fire Department, City of Osaka, 1-12-54, Kujo-Minami, Nishi-ku,
Osaka, 550-8566, TEL:06-4393-6051

(消防局総務部総務課)



大阪市告示第857号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

学校経営管理センター校舎ネットワークシステム用校舎端末装置等 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成24年2月1日から平成29年3月31日まで
契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。

(4) 借入場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年8月18日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと

- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
 - (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
 - (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること
 - (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること
 - (8) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること
 - (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることの証明書の提出ができること
- 4 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（上記1に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成23年8月18日（木）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時までの間（ただし、午後1時から午後1時45分までを除く。）無償により交付する。
 - (3) 入札参加申請書の受付期間
公示の日の翌日から平成23年8月18日（木）までの毎日（本市の休日を除く。）午前9時から午後5時までの間（ただし、午後1時から午後1時45分までを除く。）
- 5 入札執行の日時及び場所
- 入札執行の日時
2(1)に掲げる案件 平成23年9月28日（水）午前10時00分
- 入札執行の場所
大阪市教育委員会事務局総務部総務課入札室（上記1に同じ）ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年9月27日（火）午後5時までに必着のこと（郵送先は上記1に同じ）
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年8月18日（木）午後5時までに提出しなければならない。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札をみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約者の解除を行うことがある。

(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The terminal equipment complete set long term borrowing for network system of school

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 18 August 2011

(3) The date and time for the submission of tenders:

10:00AM 28 September 2011

(tenders submitted by mail 5:00PM, 27 September 2011)

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kitaku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

~~~~~

### 大阪市告示第858号

平成22年大阪市告示第1212号（平成23・24年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格審査の申請の方法）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

第1第1項第2号の表を次のように改める。

(2) 随時申請について（工事請負、物品供給等・業務委託）

| 申 請 期 間                   | 承 認 年 月 日  |
|---------------------------|------------|
| 平成23年4月1日から平成23年4月30日まで   | 平成23年6月1日  |
| 平成23年5月1日から平成23年7月31日まで   | 平成23年9月1日  |
| 平成23年8月1日から平成23年9月12日まで   | 平成23年10月1日 |
| 平成23年9月13日から平成23年10月31日まで | 平成23年12月1日 |
| 平成23年11月1日から平成24年1月31日まで  | 平成24年3月1日  |

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

（契約管財局契約部契約制度担当）

~~~~~

大阪市告示第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成23年6月3日 大阪市指令計（開）第18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区上住吉2丁目69番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区東三国2丁目32番13号

株式会社 アポック

代表取締役 塩田 貴能

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	4.000m	43.090m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む。
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路	0.510～ 1.260m	8.420m	開発者	開発者	
下水道	—	—	—	—	集水ますI型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	0.400m	大阪市	—	集水ますI型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第860号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

【掲載順序】

◎契約担当(所在地)

- ①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方)
⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎健康福祉局生活福祉部保険年金課(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

- ①平成23年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務(乳幼児医療費助成
制度0～2歳所得制限撤廃対応等) ②随意 ③平成23年6月10日 ④株式
会社エヌ・ティ・ティ・データ関西(大阪市北区堂島3丁目1番21号) ⑤
金31,556,700円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)及び地方公共
団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2
号

(健康福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第861号

大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号。以下「条例」という。）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担 当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階（東側）
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要**(1) 施設の名称及び所在地**

名 称	所在地
大阪市舞洲障害者スポーツセンター	大阪市此花区北港白津2丁目1番46号
大阪市長居障害者スポーツセンター	大阪市東住吉区长居公園1番32号

(2) 業務の範囲

- ア 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する事
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- ウ その他施設の管理に関する事

(3) 管理の基準**ア 休館日**

- 舞洲障害者スポーツセンター
 - ① 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
 - ② 毎月第3月曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
 - ③ 12月29日から翌年1月3日まで
 - * ただし、宿泊室及び研修室については無休
- 長居障害者スポーツセンター
 - ① 水曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
 - ② 毎月第3木曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
 - ③ 12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後9時まで（平日・土曜日）、午前9時から午後6時まで（日曜日・祝日）

* ただし、舞洲障害者スポーツセンターの宿泊室については、

- ① 宿泊 午後4時から翌日午前10時まで
- ② 休憩 午前11時から午後3時まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと
- (5) 障害者のスポーツに関する大会や競技会の開催、あるいは運営協力等の実績又はこれらの運営等に関するノウハウを有すると認められること

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次に該当する者がいる法人等
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱

に規定する措置要件を準用する。)

- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日(火)から同月15日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日を除く)の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書(公共職業安定所に提出義務のある者のみ)
- ⑬ 大阪市障害者スポーツセンターの管理運営に関する事業計画書及び収支予算書

⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類

⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの

⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

(1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること

(2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に両日とも必ず参加すること

ア 開催日 平成23年8月16日（火）及び8月17日（水）＜2日間＞

イ 開催場所 ①舞洲障害者スポーツセンター

大阪市此花区北港白津2丁目1番46号

8月17日（水） 午後3時30分から午後4時45分まで

②長居障害者スポーツセンター

大阪市東住吉区长居公園1番32号

8月16日（火） 午後1時00分から午後2時15分まで

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語

日本語

(2) 詳細は募集要項による

(健康福祉局障害者施策部障害施設課)

大阪市告示第862号

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所6階（東側）

大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課

電話 06-6208-8075

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立此花作業指導所
所在地 大阪市此花区四貫島2丁目26番17号

(2) 業務の範囲

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の実施に関する事
と

イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事

ウ その他施設の管理に関する事

(3) 管理の基準

ア 休 日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後5時まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

(2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと

(4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(3) 役員に次に該当する者がいる法人等

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録

- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること

ア 開催日 平成23年8月17日（水）午後1時から午後2時

イ 開催場所 大阪市立此花作業指導所
大阪市此花区四貫島2丁目26番17号

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語
日本語
- (2) 詳細は募集要項による

（健康福祉局障害者施策部障害施設課）

大阪市告示第863号

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階（東側）
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称	大阪市立中央授産場
所在地	大阪市天王寺区東上町4番17号

(2) 業務の範囲

- ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の実施に関すること
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- ウ その他施設の管理に関すること

(3) 管理の基準

- ア 休日
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
- イ 供用時間
午前9時から午後5時まで
- ウ 個人情報の保護
業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次に該当する者がいる法人等
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立中央授産場の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること

ア 開催日 平成23年8月17日（水）午前10時から午前11時

イ 開催場所 大阪市立中央授産場
大阪市天王寺区東上町4番17号

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語
日本語
- (2) 詳細は募集要項による

（健康福祉局障害者施策部障害施設課）

大阪市告示第864号

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担 当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階（東側）
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要**(1) 施設の名称及び所在地**

名 称	大阪市立千里作業指導所
所在地	吹田市古江台6丁目2番5号

(2) 業務の範囲

- ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の実施に関すること
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- ウ その他施設の管理に関すること

(3) 管理の基準

- ア 休 日
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
- イ 供用時間
午前9時から午後5時まで
- ウ 個人情報の保護
業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと

- (4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次に該当する者がいる法人等
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

- (2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

- (3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立千里作業指導所の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること

ア 開催日 平成23年8月18日（木）午後3時から午後4時

イ 開催場所 大阪市立千里作業指導所
吹田市古江台6丁目2番5号

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語

日本語

(2) 詳細は募集要項による

(健康福祉局障害者施策部障害施設課)

大阪市告示第865号

大阪市立知的障害児施設条例（平成17年大阪市条例第125号。以下「条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担 当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階（東側）
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立敷津浦学園
所在地 大阪市住之江区南加賀屋3丁目10番27号

(2) 業務の範囲

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条の目的を達成するために必要な事業の実施に関する事
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- ウ その他施設の管理に関する事

(3) 管理の基準

- ア 休日
無休
- イ 供用時間
午前0時から午後12時まで
- ウ 個人情報の保護
業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす社会福祉法人（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次に該当する者がいる法人等
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

- (1) 募集要項の配付場所
上記1に同じ
- (2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、日曜日、土

曜日を除く)の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立敷津浦学園の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること

ア 開催日 平成23年8月16日（火）午後3時30分から午後4時30分まで

イ 開催場所 大阪市立敷津浦学園
大阪市住之江区南加賀屋3丁目10番27号

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語

日本語

(2) 詳細は募集要項による

(健康福祉局障害者施策部障害施設課)



大阪市告示第866号

大阪市立知的障害児通園施設条例（平成17年大阪市条例第126号。以下「条例」という。）第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階（東側）
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課
電話 06-6208-8075

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立淡路こども園

所在地 大阪市東淀川区西淡路5丁目1番12号

(2) 業務の範囲

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

ウ その他施設の管理に関すること

(3) 管理の基準

ア 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後5時まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (4) 直近3年間、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次に該当する者がいる法人等
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の各号にいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、

指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 資金収支計算書、資金収支決算内訳表、事業活動収支計算書事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録
- ⑥ 法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 法人の印鑑証明書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ 役員の履歴書
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 本部所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明
- ⑫ 障害者雇用状況報告書の写し及び障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑬ 大阪市立淡路こども園の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑭ 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑮ 法人の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から午後1時まで及び午後1時45分から午後5時30分まで。ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長することとする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
 - (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること
 - ア 開催日 平成23年8月18日（木）午後1時から午後2時まで
 - イ 開催場所 大阪市立淡路こども園
大阪市東淀川区西淡路5丁目1番12号
 - ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと
- 8 その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語
日本語
 - (2) 詳細は募集要項による

(健康福祉局障害者施策部障害施設課)

大阪市告示第867号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第15条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6丁目2番55号
大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 管理課
電話 06-6797-6565

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟
(通称 大阪市更生療育センター)

所在地 大阪市平野区喜連西6丁目2番55号

(2) 業務の範囲

- ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）第5条12項の規定に基づく障害者支援施設の運営
- イ 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「児童福祉法」という。）第43条の規定に基づく知的障害児通園施設の運営
- ウ 児童福祉法第43条の3の規定に基づく肢体不自由児施設（通所）の運営
- エ 建物および附属設備の維持保全に関すること
- オ その他市長が必要と認める事項

(3) 管理の基準

ア 休館日

- ① 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 12月29日から翌年1月3日まで
ただし、指定障害者支援施設（入所者に供するものに限る。）については無休

イ 供用時間

- ① 指定障害者支援施設（入所者に供するものに限る。）
午前0時から午後12時まで
- ② その他の施設 午前9時から午後5時30分まで

ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請資格

社会福祉法人（以下「法人」という。）であること

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人の指定申請は無効とする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11条の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (3) 役員に次の各号に該当する者がいる法人
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関与が認められ、指定管理者として不適当と認められる法人等（適用に当たっては、大阪市暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用します。）
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合

(5) その他不正行為があった場合

6 手続等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、条例第18条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決を経た後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配付方法

平成23年8月2日（火）から同月15日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで、上記1において無償にて配布する。また、健康福祉局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定申請に関する誓約書
- ② 法人等の概要
- ③ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 貸借対照表、損益計算書等財務諸表
- ⑤ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 印鑑証明書（提出日において発行から3か月以内のもの）
- ⑦ 役員名簿及び履歴書
- ⑧ 納税証明書
- ⑨ 障害者雇用状況報告書及び障害者法定雇用率未達成事業者にあつては障害者雇入れ計画書（公共職業安定所に提出義務のある者のみ）
- ⑩ 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ⑪ 選定結果通知用封筒一式（長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（240円）を貼付したもの）

エ 受付期間

平成23年8月29日（月）から同年9月8日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く。）の午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

ただし、応募法人が2以下の場合は同年9月15日（木）まで延長する

こととする。

7 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者の指定申請を行おうとする法人は、次のとおり開催する現地説明会に必ず参加すること

ア 日 時 平成23年8月16日（火）午前10時から
（受付は午前9時30分から）

イ 場 所 上記1に同じ

ウ 参加申し込み 所定の方法により担当に申し込むこと

- (3) 指定管理予定者は、仮協定の締結に応じること

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語

日本語

- (2) 詳細は募集要項による

（大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 管理課）

大阪市告示第868号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成23年8月15日（月）	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	
長居第2陸上競技場	平成23年8月22日（月）	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月29日（月）	午前8時から午後9時まで
長居球技場	平成23年8月22日（月）	午前9時から翌日午前9時まで
長居球技場練習室	平成23年8月1日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成23年8月8日（月）	
	平成23年8月15日（月）	
	平成23年8月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成23年8月13日(土)	午前9時から翌日午前0時まで
	平成23年8月14日(日)	午前7時から午後9時まで
	平成23年8月16日(火)から 同月21日(日)まで	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月23日(火)	
	平成23年8月28日(日)	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年8月30日(火)から 同月31日(水)まで	午前9時から翌日午前9時まで
長居第2陸上競技場	平成23年8月6日(土)	午前7時から午後9時まで
	平成23年8月12日(金)から 同月14日(日)まで	
	平成23年8月16日(火)から 同月17日(水)まで	
	平成23年8月18日(木)	午前7時から翌日午前9時まで
	平成23年8月19日(金)から 同月21日(日)まで	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月23日(火)	
	平成23年8月25日(木)から 同月28日(日)まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年8月30日(火)から 同月31日(水)まで	午前9時から翌日午前9時まで
長居球技場	平成23年8月12日(金)から 同月14日(日)まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年8月18日(木)から 同月21日(日)まで	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月23日(火)	
	平成23年8月25日(木)から 同月28日(日)まで	午前8時から午後9時まで
長居相撲場	平成23年8月13日(土)	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年8月17日(水)から 同月23日(火)まで	午前9時から翌日午前9時まで
	平成23年8月28日(日)	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年8月29日(月)から 同月31日(水)まで	午前9時から翌日午前9時まで
長居トレーニング場	平成23年8月2日(火)から 同月6日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年8月7日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成23年8月9日(火)から 同月13日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年8月14日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成23年8月16日(火)から 同月20日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年8月21日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成23年8月23日(火)から 同月27日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで

	平成23年8月28日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成23年8月30日(火)から 同月31日(水)まで	午前9時から午後9時30分まで
長居庭球場	平成23年8月1日(月)から 同月5日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成23年8月8日(月)から 同月12日(金)まで	
	平成23年8月15日(月)から 同月19日(金)まで	
	平成23年8月22日(月)から 同月26日(金)まで	
	平成23年8月29日(月)から 同月31日(水)まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第869号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
韃テニスセンター	平成23年8月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成23年8月8日(月)	
	平成23年8月15日(月)	
	平成23年8月22日(月)	
	平成23年8月29日(月)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第870号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成23年8月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成23年8月8日(月)	

平成23年8月15日（月）
平成23年8月22日（月）
平成23年8月29日（月）

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第871号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成23年8月15日（月）	午前9時から午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成23年8月2日（火）	午前7時30分から午後9時まで
	平成23年8月5日（金）	
	平成23年8月9日（火）	
	平成23年8月12日（金）	
	平成23年8月23日（火）	
	平成23年8月26日（金）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第872号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成23年8月1日（月）	午後0時30分から午後5時20分まで
	平成23年8月8日（月）	
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	

大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	午後0時30分から午後3時40分まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	午後1時から午後3時15分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第873号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成23年8月1日（月）	午後3時30分から午後9時30分まで
	平成23年8月8日（月）	
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第874号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室	平成23年8月1日（月）	午前10時30分から午後3時まで
	平成23年8月8日（月）	
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第875号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成23年8月1日（月） 平成23年8月8日（月） 平成23年8月15日（月） 平成23年8月22日（月）	午前9時から午後1時まで 及び午後4時から午後9時 まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場		午前9時から午後3時まで 及び午後5時30分から午後 9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		午前9時から正午まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

**大阪市告示第876号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成23年8月15日（月）	午前8時から午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場		
大阪市中央体育館 トレーニング場		午前6時から午後8時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成23年8月6日（土）	午前8時から午後9時まで
	平成23年8月12日（金）	午前7時から午後9時まで

	平成23年8月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前8時から午後9時まで
	平成23年8月18日（木）から 同月20日（土）まで	午前7時30分から午後9時 まで
	平成23年8月22日（月）から 平成23年8月24日（水）まで	
	平成23年8月12日（金）	午前7時から午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場	平成23年8月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前8時から午後9時まで
	平成23年8月18日（木）	午前7時30分から午後9時 まで
	平成23年8月22日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第877号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条3項の規定の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成23年8月6日（土）	午前9時から午後9時まで
	平成23年8月20日（土）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第878号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプ ール）	平成23年8月3日（水）	午後1時から午後6 時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプ ール） トレーニング場 体育場	平成23年8月1日（月）から 同月30日（火）まで	午前9時から午後10 時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプ ール） トレーニング場	平成23年8月1日（月）から 同月31日（水）まで	
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に 規定する休日は除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第879号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプ ール及び飛び込みプール）	平成23年8月29日（月）	午前9時から午後6時 まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプ ール）	平成23年8月3日（水）から 同月6日（土）まで	午前8時から午後9 時まで
	平成23年8月9日（火）から 同月12日（金）まで	
	平成23年8月24日（水）	

大阪市立大阪プール 水泳場（飛び込みプー ル）	平成23年8月3日（水）から 同月6日（土）まで	
	平成23年8月10日（水）から 同月12日（金）まで	
	平成23年8月24日（水）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第880号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立真田山プール 水泳場（50メートルプ ール）	平成23年8月1日（月）	午前9時から午後5時 まで
	平成23年8月8日（月）	
	平成23年8月15日（月）	
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第881号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成23年8月1日（月）	午前6時30分から翌日午前2時 まで
	平成23年8月8日（月）	午前10時から翌日午前2時まで
	平成23年8月15日（月）	午前6時30分から翌日午前0時 15分まで
	平成23年8月22日（月）	
	平成23年8月29日（月）	午前6時30分から翌日午前2時 まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成23年8月2日(火)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月3日(水)	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成23年8月4日(木)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月5日(金)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月6日(土)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月7日(日)	午前6時から午後7時まで
	平成23年8月9日(火)から 同月10日(水)まで	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月11日(木)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月12日(金)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月13日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月14日(日)	午前6時から午後10時30分まで
	平成23年8月16日(火)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月17日(水)	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成23年8月18日(木)から 同月19日(金)まで	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月20日(土)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月21日(日)	午前6時から翌日午前2時まで
	平成23年8月23日(火)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月24日(水)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月25日(木)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成23年8月26日(金)	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年8月27日(土)	午前6時30分から翌日午前1時45分まで
平成23年8月28日(日)	午前6時から翌日午前0時15分まで	
平成23年8月30日(火)	午前6時30分から午後10時30分まで	
平成23年8月31日(水)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第882号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成23年8月1日（月）から 同月3日（水）まで	午前8時30分から午後9時45分まで
	平成23年8月5日（金）	午前9時から午後9時45分まで
	平成23年8月6日（土）	午前9時から午後7時30分まで
	平成23年8月7日（日）	午前8時30分から午後7時30分まで
	平成23年8月8日（月）から 同月10日（水）まで	午前8時30分から午後9時45分まで
	平成23年8月12日（金）	午前9時から午後9時45分まで
	平成23年8月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前9時から午後7時30分まで
	平成23年8月15日（月）から 同月17日（水）まで	午前9時から午後9時45分まで
	平成23年8月19日（金）	午前9時から午後7時30分まで
	平成23年8月20日（土）	午前9時から午後7時30分まで
	平成23年8月21日（日）	午前8時30分から午後7時30分まで
	平成23年8月22日（月）から 同月24日（水）まで	午前8時30分から午後9時45分まで
	平成23年8月26日（金）	午前9時から午後9時45分まで
	平成23年8月27日（土）	午前9時から午後7時30分まで
	平成23年8月28日（日）	午前8時30分から午後7時30分まで
平成23年8月29日（月）から 同月31日（水）まで	午前8時30分から午後9時45分まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第883号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川屋内プール 水泳場	平成23年8月29日（月）	午前9時から午後4時 まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第884号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成23年8月1日（月）から 同月31日（水）まで	午前9時から午後10 時まで
備考 休館日を除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第885号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ大淀中店
大阪市北区大淀中3丁目2-2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
関電不動産株式会社 代表取締役社長 篠丸 康夫
大阪市北区中之島6丁目2番27号
- (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）大淀物販店舗
（変更後）ライフ大淀中店

- (4) 変更年月日
平成23年7月12日
- 2 届出年月日
平成23年7月20日
- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部産業振興課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - (2) 期間
平成23年7月29日（金）から同年11月29日（火）まで
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年11月29日（火）
 - (2) 提出先
上記3(1)に同じ

（経済局産業振興部産業振興課）

~~~~~

#### 大阪市告示第886号

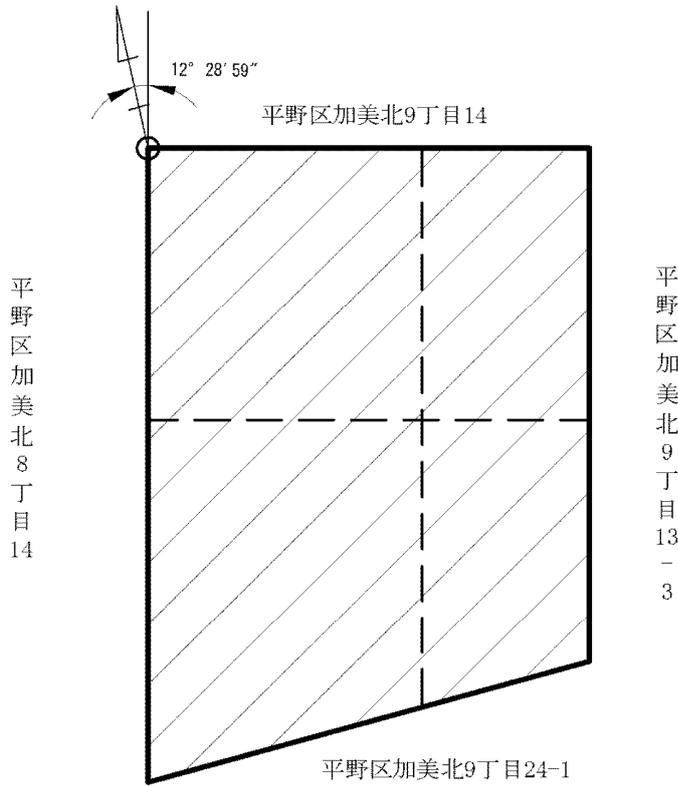
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
別図のとおり  
(大阪市平野区加美北九丁目15番)
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
六価クロム化合物  
シアン化合物  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
六価クロム化合物

別図



凡例

-  調査対象地
-  形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は調査対象地の最北端とした。



【格子の回転角度】  
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線を右に12° 28' 59\"/>

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第887号

大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定に基づき、次の事項を公告する。

平成23年7月29日

大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区  
 第二種市街地再開発事業  
 施行者 大阪市  
 代表者 大阪市長 平松 邦夫

- 1 市街地再開発事業の種類及び名称  
大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区第二種市街地再開発事業
- 2 事業施行期間  
昭和53年8月30日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区の区域  
大阪市阿倍野区旭町1丁目、西成区山王1丁目、同2丁目の各一部
- 4 施行者の名称  
大 阪 市
- 5 事務所の所在地  
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1-300号
- 6 事業計画の決定の年月日  
昭和53年8月30日
- 7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日  
平成23年7月20日
- 8 事業計画の変更の年月日  
平成23年7月29日

(都市整備局阿倍野再開発事務所工事調整担当)

~~~~~

大阪市告示第888号

大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区第二種市街地再開発事業について都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定に基づき、大阪府知事より図書の写しの送付を受けたので、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり当該図書を公衆の縦覧に供することを公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 縦覧に供する図書
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧期間
平成23年7月29日から建築工事完了公告の日まで
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時30分まで
- 4 縦覧場所
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1-300号
大阪市都市整備局阿倍野再開発事務所

(都市整備局阿倍野再開発事務所工事調整担当)

~~~~~

**大阪市告示第889号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年8月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類               | 場 所           |
|-------------------|---------------|
| 自動二輪車<br>(ヤマハ 青色) | 天王寺区烏ヶ辻1丁目3番先 |

(建設局管理部路政課)

**大阪市告示第890号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年8月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名                   | 除 却 実 施 場 所 | 物 件    |
|-------------------------|-------------|--------|
| 長柄歩行者専用道2号線<br>(飛翔橋高架下) | 北区長柄東1丁目5番先 | 不法占拠物件 |

(建設局管理部路政課)

**大阪市告示第891号**

平成22年大阪市告示第284号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

1 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (4)定期駐車券料金」の表中

「

| 駐車場の名称   | 1月当たりの料金 |         |         |         |         |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
|          | 全日Ⅰ      | 全日Ⅱ     | 昼 間     | 夜 間     | 平 日     |
| 本町地下駐車場  | 33,000円  | —       | 26,000円 | 20,000円 | —       |
| 土佐堀地下駐車場 | 28,000円  | 40,000円 | —       | —       | 23,000円 |

を

「

| 駐車場の名称   | 1月当たりの料金 |         |         |        |         |
|----------|----------|---------|---------|--------|---------|
|          | 全日Ⅰ      | 全日Ⅱ     | 昼 間     | 夜 間    | 平 日     |
| 本町地下駐車場  | 25,000円  | —       | 15,000円 | 9,000円 | —       |
| 土佐堀地下駐車場 | 25,000円  | 28,000円 | —       | —      | 22,000円 |

に改める。

- 2 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (4)定期駐車券料金」の備考中「午前8時から午後6時まで（西横堀駐車場にあつては、午前6時から午後6時まで及び上汐地下駐車場にあつては、午前7時から午後6時まで）」を「午前8時から午後6時まで（西横堀駐車場にあつては、午前6時から午後6時まで、本町地下駐車場にあつては、午前6時から午後7時まで及び上汐地下駐車場にあつては、午前7時から午後6時まで）」に改める。

- 3 実施年月日 平成23年8月1日から

- 4 その他

この告示の実施の際、現に通用している定期駐車券は、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

(建設局管理部管理課)

### 大阪市告示第892号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり休業日の変更及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名   | 変更内容                  |
|-------|-----------------------|
| 舞洲体育館 | 平成23年8月9日（火）を供用日とする。  |
| 舞洲野球場 | 平成23年8月2日（火）を供用日とする。  |
|       | 平成23年8月9日（火）を供用日とする。  |
|       | 平成23年8月16日（火）を供用日とする。 |
|       | 平成23年8月24日（水）を休業日とする。 |

(港湾局総務部集客施設担当)

**大阪市告示第893号**

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1 貯蔵所等の場所**

大阪市淀川区三津屋北3丁目3番2号

**2 貯蔵所等の名称**

大信ペイント株式会社（GH工場）

**3 命令を受けた者の氏名**

大信ペイント株式会社 代表取締役 大森 陽

**4 命令事項**

上記製造所の安全が確認されるまでの間、その使用を一時停止すること

**5 命令年月日**

平成23年7月11日

(消防局予防部予防課)

**大阪市監査委員告示第27号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、福本 美穂の請求に係る監査を実施した。

その結果を、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月15日

大阪市監査委員 前 田 修 身

同 床 田 正 勝

同 高 橋 敏 朗

同 高 瀬 桂 子

**第 1 監査の請求**

大阪市中央区船越町1-4-6-402 福本 美穂 から次のとおり住民監査請求があった。

**1 請求の要旨**

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市が行っている朝鮮学校に対する補助金について、平成18年度から平成22年度の5年間に補助金が交付されていることがわかった。

この行為は憲法89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは

団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に違反している。その結果として、朝鮮学校の援助が北朝鮮への財政援助に繋がり、北朝鮮という国家のテロや核開発への資金提供にも繋がっていると危惧される。また、北朝鮮という国家が独裁国家であり、言論や表現の自由もない人権蹂躪国家であることも周知の事実であり、北朝鮮の独裁体制の延命により、北朝鮮の市民の苦しみも果てしなく続くことに繋がると同時に北朝鮮という国家の延命は日本人妻や拉致被害者の帰国問題の解決を遅らせてしまうことも危惧される。

朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさないので、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている。教員と呼ばれる職員も日本の教員免許を持っていない者がほとんどであり、また教育内容も歴史的事実に反する歴史教育や反日教育などが行われており、近年問題となっている。さらに日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされており、日本にとって朝鮮学校の教育には公益性が認められないか、その公益性が僅かであることは明らかであり、日本国並びに日本国民に対する反社会性・反公益性は顕著である。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第232条の2）にも違反している。

日本国は朝鮮籍の子どもの公立学校への入学を認めているから、日本国民の税金を使って朝鮮の民族教育を補助する必要性もない。あえて朝鮮の民族教育を受けさせるのであれば、自分たちのお金で受けさせれば良く、その費用がない朝鮮人は日本の公立学校に通わせれば良いのである。

これらの理由により、朝鮮学校への補助金の交付は不当であり、大阪市長に対し、大阪市内にある朝鮮学校8校に対して交付した平成21年度27,000,000円と平成22年度26,500,000円の返還を求めると、及び今後の補助金の交付を行わないことを求めること。

- 事実証明書
- ・平成22年7月20日付け質問状及びそれに対する平成22年7月22日付け総務局長名の回答文
  - ・昭和40年12月28日付け文部事務次官通知とされる文書を含む資料
  - ・朝鮮学校一覧

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

## 第2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 2 0 号

平成23年7月14日

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 前 田 修 身 |
| 同       | 床 田 正 勝 |
| 同       | 高 橋 敏 朗 |
| 同       | 高 瀬 桂 子 |

## 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成23年5月16日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

## 記

## 第1 請求の受付

## 1 請求の要旨

## 第1 監査の請求のとおり

## 2 請求の受理

地方自治法（以下、「法」という。）第242条第2項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、これを行うことができないとされている。

本件請求のうち、平成21年度分の本件補助金については、支出各行為から既に1年が経過しているが、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張していないことから、平成22年度分の本件補助金について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

平成22年度に学校法人大阪朝鮮学園（以下、「朝鮮学園」という。）に対して支出された本市補助金（以下、「本件補助金」という。）について、本市職員等に違法不当な公金の支出があるかどうか。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成23年6月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 朝鮮学校の高等部で使われている教科書には、10ページに一度は金親子が登場し、反日教育も行われている。
- ・ 小学校の算数の教科書では、数の学習の例として日本兵の殺害数が出てくると聞いた。
- ・ 朝鮮学校の教育に公益性がないとする理由は、国交がないことと、民族教育の中で金親子の賛美や反日教育が行われていることである。

## 3 監査対象局の陳述

総務局を監査対象局とし、平成23年6月27日に総務局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

#### 4 現地調査

平成23年6月29日に、市内8校の朝鮮学校のうち生野朝鮮初級学校の現況確認調査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 朝鮮学園及び各朝鮮学校

##### ア 朝鮮学園

朝鮮学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に基づく学校法人として大阪府知事の認可を受けている。

##### イ 各朝鮮学校

大阪市内には、朝鮮学園が設置する学校が8校あり、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に基づく各種学校として大阪府知事の認可を受けている。

また、初・中級学校の学則においては、「学校教育法に基づき、本校に入学する在日朝鮮人子女に対し初等、前期中等教育に準ずる教育を施し」と定められている。

##### ロ 初級学校

初級学校の学齢は、日本の小学校と同じである。また、その教育課程（週当たり時間数）は次のとおりである。

| 科目   | 学年 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 社会   |    |    |    | 1  | 2  | 2  | 2  |
| 国語   |    | 10 | 9  | 8  | 8  | 7  | 7  |
| 朝鮮歴史 |    |    |    |    |    |    | 2  |
| 朝鮮地理 |    |    |    |    |    | 2  |    |
| 算数   |    | 4  | 5  | 5  | 6  | 5  | 5  |
| 理科   |    |    |    | 3  | 3  | 3  | 3  |
| 日本語  |    | 4  | 5  | 5  | 5  | 5  | 5  |
| 保健体育 |    | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 音楽   |    | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 図画工作 |    | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |
| 計    |    | 24 | 25 | 28 | 30 | 30 | 30 |

(参考・日本の小学校の標準授業時数・週当たり)

| 科目 | 学年 | 1 | 2 | 3   | 4   | 5   | 6 |
|----|----|---|---|-----|-----|-----|---|
| 国語 |    | 9 | 9 | 7   | 7   | 5   | 5 |
| 社会 |    |   |   | 2   | 2.6 | 2.9 | 3 |
| 算数 |    | 4 | 5 | 5   | 5   | 5   | 5 |
| 理科 |    |   |   | 2.6 | 3   | 3   | 3 |

|               |    |    |     |     |     |     |
|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 生活            | 3  | 3  |     |     |     |     |
| 音楽            | 2  | 2  | 1.7 | 1.7 | 1.4 | 1.4 |
| 図画工作          | 2  | 2  | 1.7 | 1.7 | 1.4 | 1.4 |
| 家庭            |    |    |     |     | 1.7 | 1.6 |
| 体育            | 3  | 3  | 3   | 3   | 2.6 | 2.6 |
| 道徳            | 1  | 1  | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 特別活動          | 1  | 1  | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 総合的な学習の<br>時間 |    |    | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 外国語活動         |    |    |     |     | 1   | 1   |
| 計             | 25 | 26 | 27  | 28  | 28  | 28  |

## (イ) 中級学校

中級学校の学齢は、日本の中学校と同じである。また、その教育課程（週当たり時間数）は次のとおりである。

| 科目   | 学年 | 1  | 2  | 3  |
|------|----|----|----|----|
| 社会   |    | 2  | 2  | 4  |
| 国語   |    | 5  | 5  | 5  |
| 作文   |    | 1  | 1  | 1  |
| 朝鮮歴史 |    |    | 2  |    |
| 朝鮮地理 |    | 2  |    |    |
| 数学   |    | 4  | 4  | 5  |
| 理科   |    | 4  | 4  | 4  |
| 日本語  |    | 5  | 4  | 4  |
| 英語   |    | 4  | 5  | 5  |
| 保健体育 |    | 2  | 2  | 2  |
| 音楽   |    | 1  | 1  | 1  |
| 美術   |    | 1  | 1  | 1  |
| 家庭   |    | 1  |    |    |
| 情報基礎 |    |    | 1  |    |
| 計    |    | 32 | 32 | 32 |

(参考・日本の中学校の標準授業時数・週当たり)

| 科目 | 学年 | 1   | 2 | 3   |
|----|----|-----|---|-----|
| 国語 |    | 4   | 3 | 3   |
| 社会 |    | 3   | 3 | 2.4 |
| 数学 |    | 4   | 3 | 4   |
| 理科 |    | 3   | 4 | 4   |
| 音楽 |    | 1.3 | 1 | 1   |
| 美術 |    | 1.3 | 1 | 1   |

|               |         |         |       |
|---------------|---------|---------|-------|
| 保健体育          | 2.6     | 2.6     | 2.6   |
| 技術・家庭         | 2       | 2       | 1     |
| 外国語           | 3       | 3       | 3     |
| 道徳            | 1       | 1       | 1     |
| 特別活動          | 1       | 1       | 1     |
| 選択教科等         | 0～0.4   | 0.4～1.4 | 0.3～2 |
| 総合的な学習の<br>時間 | 1.4～1.9 | 2～3     | 2～3.7 |
| 計             | 28      | 28      | 28    |

このほか、朝鮮学校を卒業しても日本の学校の卒業資格は得られず、卒業資格を得るためには、中学校卒業程度認定試験などに合格することが必要である。

## (2) 補助金に関する法令等

### ア 日本国憲法（昭和21年憲法）

第89条において、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。

### イ 地方自治法

法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。

### ウ 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

規則の主な内容は、次のとおりである。

#### （ア）目的

第1条において、この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。

#### （イ）補助金等の交付の決定

第5条において、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとするとしている。

#### （ウ）決定の通知

第7条において、市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、

速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとするとしている。

(ニ) 実績報告

第14条において、補助事業者は、補助事業等が完了したとき等は、収支決算書又はこれに相当する書類等を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならないとされている。

(オ) 補助金等の額の確定等

第15条において、市長は、補助事業等の完了等に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとするとしている。

(カ) 決定の取消し

第17条において、市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(キ) 補助金等の返還

第18条において、市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとするとしている。

(ク) 不当干渉等の防止

第23条において、補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対して干渉してはならないとされている。

(3) 朝鮮学園に係る補助金の手続等

ア 義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱（平成3年4月制定、平成20年12月改正）

朝鮮学園への補助については、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱（以下「本件補助金要綱」という。）において定められており、要綱の主な内容は、次のとおりである。

イ 目的

第1項において、本件補助金要綱は、大阪市補助金等交付規則に

基づき、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校（以下「各種学校」という。）の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、本市が行う助成措置について必要な事項を規定するものとされている。

(イ) 交付対象及び交付対象経費

第2項において、補助金交付の対象者は、本市内において各種学校を設置する私立学校法に定める学校法人（以下「学校法人」という。）とするとされている。また、第3項において、交付対象経費は、各種学校における学校教育の目的を達成するために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営（以下「補助金交付対象事業」という。）のために必要な経費とするとされている。

(ウ) 補助金の金額

第4項において、補助金額は、各種学校を設置する学校法人ごとに決められた予算の範囲内において決定するものとし、前項に規定する経費の2分の1を上限とするとされている。

(ニ) 申請

第5項において、補助金の交付を受けようとする学校法人は、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付申請書に次の書類を添えて、補助金を受けようとする会計年度の5月末までに、市長に提出しなければならないとされている。

- ① 予算書（当該年度のもの）
- ② 財産目録
- ③ 収支計算書（前年度のもの）

(オ) 決定の通知

第8項において、市長は、申請の内容を審査し、補助金交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書を、申請を受理してから60日以内に、当該申請をした学校法人に対して交付するとされている。

(カ) 実績報告

第14項において、補助金の交付を受けた学校法人は、交付の日の属する会計年度の補助金交付対象事業が完了した場合等は、交付の日の属する会計年度の末日までに、義務教育に準じる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書を市長に提出しなければならないとされている。

(キ) 補助金額の確定

第15項において、市長は、補助金交付対象事業の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る補助金交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、補助金額確定通知書を交付するとされて

いる。

(ク) 補助金の精算

第16項において、補助金の交付を受けた学校法人は、補助金の額の確定により、あらかじめ提出した決算報告書に表記された精算金額と相違がある場合は、速やかに補助金精算書を作成しなければならないとされている。

(ケ) 決定の取消し

第17項において、市長は、補助金の交付を受けた学校法人が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

(コ) 補助金の返還

第18項において、市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、取消しに係る通知の日から30日以内にその返還を求めるものとされている。

イ 平成22年度における朝鮮学園に係る補助金の手続等

(ア) 交付申請

平成22年11月15日付けで、朝鮮学園理事長から市長あてに、「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付申請書」が提出され、同申請書には、予算書（本年度）、貸借対照表及び収支計算書（前年度）のほか、交付対象学校、生徒児童数・専任教員数の一覧表及び学校ごとの補助金交付の対象事業・金額等が記載された書類が添付されていた。

添付されていた書類によると、東大阪朝鮮中級学校は柔道室畳89,250円など合計14,323,540円を、中大阪朝鮮初・中級学校は教材用図書300,000円など合計5,120,000円を、北大阪朝鮮初・中級学校はコピー用紙等650,000円など合計7,126,120円を、南大阪朝鮮初級学校は輪転機リース代90,000円など合計4,960,000円を、生野朝鮮初級学校はバスリース代302,400円など合計23,115,470円を、大阪朝鮮第4初級学校はコピー機リース料529,200円など合計4,792,300円を、城北朝鮮初級学校は教材用コピー用紙等340,000円など合計4,490,000円を、大阪福島朝鮮初級学校は歯科内科検診50,000円など合計4,257,600円をそれぞれ「補助金申請」として記載し、その「申請合計」は、68,185,030円となっていた。

(イ) 交付決定

平成23年1月27日付けで、市長から朝鮮学園理事長あて、「補助金交付決定通知書」が出され、平成22年度義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金として26,500,000円を交付される旨通知された。（同年2月16日付けで概

算払いにより朝鮮学園理事長に対し26,500,000円が支出された。)

(ウ) 実績報告

平成23年3月31日付けで、朝鮮学園理事長から市長あて、「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書」が提出され、添付されていた「実績合計」によると、それぞれの学校における支出金額は、東大阪朝鮮中級学校がガラス修理21,000円など9,958,808円、中大阪朝鮮初・中級学校がバス維持費代（ガソリン）347,799円など4,093,589円、北大阪朝鮮初・中級学校がガソリン代8,000円など6,793,517円、南大阪朝鮮初級学校が輪転機リース代48,825円など6,399,331円、生野朝鮮初級学校がバスリース代302,400円など19,712,562円、大阪朝鮮第4初級学校が電子ピアノ177,660円など5,581,160円、城北朝鮮初級学校が教材用コピー用紙等129,939円など2,957,457円、大阪福島朝鮮初級学校が校内夜間警備委託料327,600円など3,075,053円の合計58,571,477円となっていた。

また、添付資料として、経費の支出を確認するための領収書の写し等が添付されていた。

(エ) 補助金額の確定

平成23年5月9日付けで、市長から朝鮮学園理事長あてに、補助金額確定通知書により、確定金額として26,500,000円が通知された。

(4) 監査対象局による実地調査

監査対象局は、平成23年1月24日には大阪福島朝鮮初級学校に対して、また同月25日には東大阪朝鮮中級学校に対して、実地調査を行い領収書類の確認や購入物品・工事箇所の確認等を行った。

(5) 現地調査の状況

現地調査においては、生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園からの聞き取り、朝鮮語で記載された教科書の確認、各教室や工事箇所等の校内視察を行った。

ア 生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園からの説明

生野朝鮮初級学校及び朝鮮学園から概ね次のような説明がなされた。

- ・教育費については、運営費、学校維持費、図書費、衛生費、学級費、燃料費、バス通学費を含め、月額16,400円であること
- ・使用されている教科書については、日本の小学校の教科書と大きく異なるものではないが、朝鮮歴史と朝鮮地理の教科書は独自のものであること
- ・教員資格については、日本の教員資格を保有している場合か、朝鮮大学の教職課程を修了している場合に、教員になることができるが、初・中級学校では日本の教員資格を保有している者はほとんど

いないこと

- ・中級学校の卒業生の進路は、約8割が大阪朝鮮高級学校に進学し、約2割がその他の高校へ進学していること
- ・教室によっては、金日成氏を含む絵画が掲げられているが、どのような掲示を行うかは担当の教員の裁量に委ねられていること

#### イ 校内視察

校内視察においては、同校の説明により補助対象となった事業について次のような確認を行った。

- ・フロントドア及びトイレ修理工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・幼稚園園舎防水工事及び駐輪場拡張工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・校舎外壁修繕工事の工事箇所とされる場所の確認を行った。
- ・購入したとされるバスの存在について確認を行った。

このほか、普通教室に金日成氏を含む絵画が掲げられていたことを確認した。

## 2 監査対象局の陳述内容等

本市では、法第232条の2及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条において準用する同法第10条の規定により、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、市内に8校ある朝鮮学校の設置者として朝鮮学園に対し助成を行っている。

朝鮮学園は、私立学校法第64条第4項に規定する学校法人として、朝鮮学校は学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として、大阪府知事から認可を受けている。

助成措置については、大阪市補助金等交付規則及び大阪市義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱に従って手続きを行っており、各種学校における学校教育の目的を達成するために必要な教具・施設の整備、並びに学校の維持運営のために必要な経費を対象として補助金を交付している。

補助金額については、予算の範囲内において決定し、交付対象経費の2分の1を上限としており、平成21年度については27,000,000円、平成22年度については26,500,000円、平成23年度予算額は26,500,000円となっている。

今回の監査請求は、本市が平成21年度及び平成22年度に朝鮮学校8校及び朝鮮学園に対して補助金を支出したことが、憲法第89条乃至法第232条の2違反にあたるとして、補助金の返還と、今後の補助金の交付を行わないことを求めた事案である。

本件補助金の支出は、私立学校振興助成法第10条及び第16条並びに法第232条の2の規定により行ったもので適法なものであるが、請求人から本

件補助金の支出が憲法第89条乃至法第232条の2違反にあたるとの主張があったので、その点について関係局として説明する。

まず、本件補助金の支出が憲法第89条に違反しているという点について、外国人学校が私立学校法第3条又は第64条第4項に規定する法人により設置された教育機関であって、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として認可されたものである場合には、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員了解職勧告等の規定の適用があり、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれる教育の事業については、憲法第89条にいう「公の支配」に属すると解されるとされている。

朝鮮学園は、学校教育法に規定される学校法人であり、市内朝鮮学校8校も学校教育法に規定される各種学校として大阪府知事から認可されており、国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれている。

このため、憲法第89条にいう、公の支配に属すると解され、本件補助金は憲法第89条に違反していないと考えている。

なお、千葉地方裁判所の平成21年4月24日判決や、平成23年3月28日付けの大阪府の「朝鮮学校に対する補助金に係る住民監査請求に係る監査結果」においても、同様の判断がなされている。

次に、朝鮮学校の教育には公益性がなく、本件補助金の支出は、法第232条の2に違反しているという点について、福島地方裁判所の平成2年10月16日判決によると、公益上の必要性についての判断は、住民全体の福祉の向上という理念に照らして、当該寄付又は補助の目的が正当であるか、その態様、程度が相当であるかなど、諸般の事情を考慮して判断されるべきであるが、その当否の判断については、当該地方公共団体の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であるから、その判断が著しく不合理で、裁量権を逸脱又は濫用していると認められる場合にのみ違法となるというべきであるとされている。

請求人は、朝鮮学校における教育が義務教育としての要件を満たしていないこと、思想教育が行われていること、請求人陳述の場で述べられていた日本との間に国交がないこと等を理由に公益性がないと主張しているが、本件補助金は、外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため、市内にある朝鮮学校8校を対象として補助金を支出しているものであり、その目的において公益性を有していると言え、その額についても、生徒一人あたりの補助金の額は、他の政令指定都市と比べても突出して高いものではなく、裁量の逸脱にはあたらないと考えている。

また、各種学校の認可等に関する権限は大阪府にあるが、大阪府知事は、本件補助金の対象となっている市内朝鮮学校8校を各種学校として、また、朝鮮学園を学校法人として認可している。

これに加え、地方自治法第232条の2及び私立学校振興助成法第16条において準用する同法第10条の規定に基づき「私立外国人学校振興補助金」を市内朝鮮学校8校に対して交付していることから、本件補助金が公益性を有していると考えられる。

次に、交付手続については、本件補助金は、大阪市補助金交付規則及び義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱に従って交付手続を行っており、補助金が適正に使われているかについては、実績報告書及び添付されている領収書類等を精査し、確認を行っている。請求人は、措置請求書の中で、本件補助金を交付することが北朝鮮への財政援助に繋がると述べているが、そのような事実は見受けられなかった。なお、実績報告の確認により一層の慎重を期するため、平成22年度から領収書類の確認に加え、実地調査を併せて行っている。

また、本件補助金は、本市の独自事業であるが、国における授業料無償化の朝鮮学校への適用並びに大阪府における補助金適用の可否についての議論、さらに北朝鮮による砲撃事件の発生などにより、国・大阪府の動向を注視していたため、平成22年度補助金交付については、要綱に定めるスケジュールより遅延する形で執行している。

最後に、本件補助金は、何ら違法な点、不当な点はなく、適正に執行していると認識している。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求は、本件補助金について、憲法第89条に違反している、あるいは補助等に関し公益上の必要性を要するとした法第232条の2に違反しているとして、本市職員等による違法不当な公金の支出があるとしてなされたものと解される。

#### (1) 憲法第89条違反とする請求人の主張について

請求人は、本件補助金が「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする憲法第89条に違反していると主張する。

しかしながら、請求人の主張は、ことさら憲法の条文のみを取り上げ、抽象的に補助金支出にかかる違憲性の判断を求めるものと言わざるを得ず、個別具体的に摘示された財務会計上の行為の違法不当性を判断し、その是正を目的とする法第242条に規定する住民監査請求にかかる監査委員の職務権限には必ずしもなじむものではないと解するほかない。

#### (2) 法第232条の2違反とする請求人の主張について

請求人は、下記のアからエの理由により、朝鮮学校の教育は公益性がないか、あっても僅かであり、日本国並びに日本国民に対する反社会

性、反公益性は顕著である旨主張する。

これらの主張に対して、監査対象局は、公益上の必要性の判断は諸般の事情を考慮してなされる当該地方公共団体の裁量に委ねられており、裁量権の逸脱・濫用があった場合のみ違法となるとする裁判例を引用したうえで、本件補助金は本件補助金要綱のとおり、その目的において公益性を有しており、生徒1人あたりの補助額も他の政令指定都市に比べ突出して高いものではなく、学校法人、各種学校の認可権限を有する大阪府もそれぞれの認可を行うとともに補助金を交付している旨主張する。

以下、請求人の各主張につき、判断を行うこととする。

#### ア 朝鮮学校の位置づけ

請求人は、朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさない旨主張する。

これに対し、監査対象局は、朝鮮学園及び朝鮮学校は、私立学校法及び学校教育法により認可された法人及び各種学校であり解散命令及び閉鎖命令等の規定が適用され、かつ同校学則において「学校教育法に基づき、本校に入学する在日朝鮮人子女に対し初等、前期中等教育に準ずる教育を施し」と定めていることなどにより、「義務教育に準じた教育」を実施していると判断している旨説明する。

この点、本件補助金要綱によれば、本件補助金は外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人を対象者としたものであるから、義務教育としての要件を満たさないことは、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

#### イ 卒業資格及び卒業生の進路について

請求人は、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、そのことによって、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、朝鮮学園からは、中級学校卒業後、約8割が朝鮮高級学校に進学し、約2割が府立高校等の日本の高校に進学しているとの説明を受けている旨説明する。

この点、卒業資格を得られないことや卒業生の進路は補助金の要件に関わりはなく、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

#### ウ 教員免許について

請求人は、教員と呼ばれる職員も日本国の教員免許を持っていない者がほとんどである旨主張する。

これに対して、監査対象局は、市内朝鮮学校8校は各種学校であるため、各種学校の教員の要件として日本の教員免許は求められていない旨説明する。

この点、朝鮮学校は学校教育法上各種学校であるから、監査対象局が主張するように、教員が教員免許を保有する必要はなく、補助金の要件に関わるものではないので、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

なお、請求人は明確に主張するものではないが、アからウの主張が、仮に当該補助金を必要とした判断そのものについて長による裁量権の逸脱・濫用であるとの主張と解するとしても、判例によれば、補助の要否についての「決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の地理的・社会的・経済的事情及び各種の行政施策の在り方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性の判断に当たっては、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される」が、「法232条の2が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、右裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされており、この点、本件補助金について検討するに、監査対象局による説明や本件補助金が市会の議決を経ていることを考慮すれば、請求人の主張から、市長に裁量権の逸脱・濫用があったとまでは言えない。

#### エ 教育内容について

請求人は、教育内容も歴史的事実に反する歴史教育、日本を敵視するようないわゆる反日教育が行われている旨、また、日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、平成23年1月24・25日に行った実地調査においても、反日教育が行われている、あるいは金親子を崇拝するような思想教育がなされていることを明らかにする具体的な事実・証拠は存在せず、また、会計書類の確認においても、北朝鮮との経済上のつながりを示すものは存在しなかった旨説明する。

この点、現地調査においても、朝鮮学校からの聞き取り並びに朝鮮語で記載された教科書の確認などにおいては、請求人が主張するよう

な歴史的事実に反する歴史教育やいわゆる反日教育が行われているという明白な事実までは確認できなかった。また、現地調査では普通教室に金日成氏を含む絵画が掲げられていたことは確認できたが、思想教育が明らかに行われていると認めるに足る事実は確認できなかった。

そうすると、いずれにしても、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出があったとまでは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局は、当該補助金の創設経緯について文書の保管年限の経過などにより必ずしも明確ではない旨説明するなど漫然と当該補助金を交付し続けているのではないかという感も否めない。本市の厳しい財政状況を考慮すれば、補助金の交付については市長に一定の裁量が認められているとはいえ、この際、当該補助金に関する市民への説明責任を果たす観点から、当該補助金の目的等について検証し、公益上の必要性の有無について改めて検討を行うとともに、補助対象事業の内容及び状況等についても検証し、補助のあり方そのものについても見直しを検討すべきである。

なお、補助金の支出にあたっては、監査対象局において実績報告書等により補助対象経費にあたるか否かの確認を行うべきことは言うまでもない。

しかしながら、平成22年度の本件補助金においては、初級学校に隣接する幼稚園に係る工事代金が補助対象として申請されていたにもかかわらず補助対象経費に含まれていたケースなど実績報告書等の確認が不十分であるケースが数多く見受けられたところである。

監査対象局においては、平成22年度に支出した本件補助金に係るすべての実績報告書等について改めて確認を行い、適切な措置を講じるべきである。

(監査・人事制度事務総括局監査部監査課)

(平23. 7. 15揭示済)

公 告

## 大阪市公告第102号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松 邦夫

### 1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
 大阪市計画調整局企画振興部総務担当  
 電話 06-6208-7815

### 2 入札に付すべき事項

| 売り払い物品  | 数量 | 初年度登録年月 | 車体番号       | 形式     |
|---------|----|---------|------------|--------|
| 中古乗用自動車 | 1台 | 平成13年3月 | Y31-898418 | GF-Y31 |

| 下見の日時                         | 下見場所                                   |
|-------------------------------|----------------------------------------|
| 平成23年8月24日(水)<br>午後2時から午後5時まで | 大阪市役所本庁舎地下3階公用車駐車場<br>大阪市北区中之島1丁目3番20号 |

\*下見時に、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」を提示すること。

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→物品売払入札参加申請書→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること。

### 3 入札用紙の交付

大阪市計画調整局ホームページ及び大阪市計画調整局事務室において交付する。

### 4 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成23年8月24日(水)午後5時まで

### 5 入札保証金 免除

### 6 契約保証金 落札者は契約金額の10分の1以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、売買代金の全額を即納する場合は契約保証金を免除する。

### 7 入札執行場所 計画調整局第1会議室

### 8 入札執行日時 平成23年8月25日(木)午前11時

### 9 入札の方法 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

### 10 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

### 11 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市契約規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 入札に参加しようとするものは、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について計画調整局立会者の確認印のない入札は無効とする。

(注2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

#### 13 その他

落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

#### 14 問合せ先

(入札に関する問い合わせ先)

計画調整局企画振興部総務担当 電話 06-6208-7815

(売払物品に関する問い合わせ先)

計画調整局建築指導部建築企画課 電話 06-6208-9296

(計画調整局企画振興部総務担当)



### 大阪市公告第103号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

#### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎34階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

#### 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品              | 数量 |
|------|-------------------|----|
| ①    | 安田外3自転車保管所古自転車等-8 | 4山 |
| ②    | 南港外3自転車保管所古自転車等-8 | 4山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|   | 下見日時         |                   | 保管場所          | 所在地             |
|---|--------------|-------------------|---------------|-----------------|
| ① | 8月18日<br>(木) | 午前10時から<br>午後5時まで | 安田保管所         | 鶴見区安田2丁目5番16号   |
|   |              |                   | 大宮保管所         | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|   |              |                   | 巽西保管所         | 生野区巽西2丁目8番付近    |
|   |              |                   | 都島保管所         | 都島区都島南通2丁目1番19号 |
| ② | 8月18日<br>(木) | 午前10時から<br>午後5時まで | 南港保管所         | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|   |              |                   | 西島保管所         | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 新木津川大<br>橋保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 北港保管所         | 此花区北港2丁目1番付近    |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6576

## 4 入札参加資格

## (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年8月17日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

## (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

## 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年8月17日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

## 6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。  
資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること
  - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。
- 7 仕様書の交付方法  
本公告の日から平成23年8月17日（水）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
  - 8 契約条項を示す場所  
上記1に同じ
  - 9 入札保証金  
免除
  - 10 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
  - 11 入札執行場所  
大阪府咲洲庁舎34階 大阪市建設局入札室
  - 12 入札執行日時
    - ① 平成23年8月19日（金） 午前10時
    - ② 平成23年8月19日（金） 午前10時30分
  - 13 入札の方法
    - (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
    - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
  - 14 入札に参加できない者  
地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
  - 15 入札の無効  
大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札  
（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

## 17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

## ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

## イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

## 18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市公告第104号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

大阪市長 平松邦夫

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
 大阪府咲洲庁舎34階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

## 2 入札に付すべき事項

| 売払物品                      | 数量  |
|---------------------------|-----|
| 天王寺バイパス高架下外9自転車保管所古自転車等-5 | 10山 |

## 3 下見日時及び保管場所

| 下見日時                                                                              | 保管場所                 | 所在地                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 8月22日<br>(月)<br><br>午前9時30分から<br>午後4時30分まで<br>(ただし、午前11<br>時30分から午後1<br>時30分を除く。) | 天王寺バイパス<br>高架下保管所    | 天王寺区南河堀町7                     |
|                                                                                   | 南港第2保管所              | 住之江区南港東2-4先<br>(阪神高速道路湾岸線高架下) |
|                                                                                   | 瓜破保管所                | 平野区瓜破6-3先<br>(阪神高速松原線高架下)     |
|                                                                                   | 津守工営所(別館)<br>保管所     | 西成区津守2-8-30                   |
|                                                                                   | 西野田保管所               | 此花区西九条5-3-9                   |
|                                                                                   | 嬉ヶ崎東倉庫保管所            | 此花区西九条5-1                     |
|                                                                                   | 嬉ヶ崎西倉庫保管所            | 此花区朝日2-2                      |
|                                                                                   | 十三バイパス高架下<br>保管所 南入口 | 北区中津7-9                       |
|                                                                                   | 野中北仮置場保管所            | 淀川区野中北1-3                     |
|                                                                                   | 三国本町仮置場保管所           | 淀川区三国本町1-1                    |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6576

## 4 入札参加資格

## (1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年8月19日(金)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

## ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

## 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年8月19日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

## 6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

## 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年8月19日（金）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

## 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

## 11 入札執行場所

大阪府咲洲庁舎34階 大阪市建設局入札室

## 12 入札執行日時

平成23年8月23日（火） 午前10時

## 13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を

含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理課)

### 大阪市人事委員会公告第15号

大阪市役所労働組合（登録番号第16号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年7月29日

大 阪 市 人 事 委 員 会  
委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

#### 理事その他の役員名簿

| 団体における役名 | 所属名         | 職 名  | 氏 名    | 住 所                      |
|----------|-------------|------|--------|--------------------------|
| 執行委員長    | こども青少年局     | 保育士  | 竹村 博子  | 大阪市住吉区庭井<br>2-14-10      |
| 副執行委員長   | 浪速区保健福祉センター | 事務職員 | 中山 直和  | 八尾市黒谷6-172               |
|          | こども青少年局     | 保育士  | 永谷 孝代  | 池田市豊島北2-8-16             |
|          | 住之江区役所      | 事務職員 | 川本 正一  | 奈良県大和高田市<br>大字大中381-3    |
| 書記長      | 都島区保健福祉センター | 事務職員 | 田所 賢治  | 茨木市東中条町<br>3-17-902      |
| 会計       | 財政局         | 事務職員 | 高田 真一  | 堺市西区浜寺諏訪森西<br>4-368-3    |
| 執行委員     | 建設局         | 現業職員 | 池田 幸則  | 松原市田井城<br>3-234-20       |
|          | こども青少年局     | 保育士  | 小久保 洋子 | 吹田市江坂町<br>1-12-47-501    |
|          | 財政局         | 事務職員 | 齋藤 彰英  | 大阪市港区市岡<br>3-3-29        |
|          | 淀川区役所       | 事務職員 | 高木 裕司  | 大阪市淀川区西宮原<br>2-5-46-1429 |

|        |                 |          |       |                          |
|--------|-----------------|----------|-------|--------------------------|
|        | ゆとりとみどり<br>振興局  | 技術<br>職員 | 美川 真一 | 泉大津市助末団地<br>2-50-403     |
|        | 生野区保健福祉<br>センター | 事務<br>職員 | 八尾 高志 | 大阪府中央区玉造<br>2-3-26-302   |
| 会計監査委員 | こども青少年局         | 保育士      | 伊藤 純子 | 大阪府旭区高殿<br>6-12-32-702   |
|        | ゆとりとみどり<br>振興局  | 事務<br>職員 | 梶原 廣之 | 大阪府西淀川区佃<br>2-15-6-501   |
|        | 東住吉区役所          | 事務<br>職員 | 船津 和夫 | 藤井寺市道明寺<br>1-19-8        |
| 特別執行委員 | 市労組・本部          | 団体<br>役員 | 成瀬 明彦 | 奈良県奈良市朝日町<br>2-3-3       |
|        | 市労組・本部          | 団体<br>役員 | 西岡 健二 | 東大阪府若江西新町<br>1-5-34      |
|        | 市労組・本部          | 団体<br>役員 | 武久 英紀 | 堺市北区東三国ヶ丘町<br>3-5-6-1007 |

2 登録年月日

平成23年7月15日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課)

達

達第15号

大阪府市税事務所条例（平成19年大阪府条例第43号）の一部改正に伴い、平成23年7月19日現在在職する者のうち、同月18日現在において次の表の右欄に掲げる職にあるものは、別に発令のない限り、同月19日付けをもってそれぞれ左欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

平成23年7月15日

大阪府市長 平松 邦夫

| 新 職          | 現 職            |
|--------------|----------------|
| あべの市税事務所担当係長 | あべの西南市税事務所担当係長 |

(平23. 7. 15揭示済)

達第16号

大阪府緊急経済対策本部設置規程（平成20年達第20号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月21日

大阪市長 平 松 邦 夫

別表第1及び別表第2中「庶務を所管する担当課長」を「庶務担当課長」に、「市民局市民部雇用・勤労施策担当課長」を「市民局市民部雇用・勤労施策課長」に、「経済局総務部企画担当課長」を「経済局総務部企画課長」に改める。

**附 則**

この改正規程は、令達の日から施行する。

(平23. 7. 21揭示済)



**達第17号**

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月21日

大阪市長 平 松 邦 夫

第3条第1項第1号の2及び第7号並びに第23条第8号の2中「附属機関等」を「附属機関」に改める。

**附 則**

この改正規程は、公布の日から施行する。

(平23. 7. 21揭示済)